

まちづくり研究会だより 第17号

第22回役員会を開催しました

麻溝台・新磯野北部地区及び南部地区まちづくり研究会役員会を令和5年3月14日(火)に開催いたしました。

報告事項

(1) 新役員の選出結果について

令和4年12月26日から令和5年1月13日までの公募の結果、4名の応募があり、現役員からの選出とあわせて9名の役員が選出されました。役員の任期は令和5年1月21日から令和8年1月20日までです。

現役員からの選出結果

◆選出対象者：7名

会長	安藤 保生 様
副会長	(株)相建開発 荒井 達雄 様
副会長	山本 輝和 様
	志村 淳 様
	菅沼 和行 様
	田所 利一 様
	(株)山口工業 山口 利明 様

※同日の議題(1)にて、上記のとおり会長・副会長を選出いたしましたので併せて役職を記載しています

公募からの選出結果

◆定数：3名 ◆応募者：4名

※五十音順

いけがみ もとのり 池上 元徳 様
こいけ まもる 小池 守 様

※応募者4名のうち2名から辞退の申出があったため、2名を選出しました

役員総数9名



(2) 後続地区の事業化に向けたサウンディング型市場調査の実施状況について (市)

麻溝台・新磯野地区整備推進事業の後続地区について、民間活力を主体とした事業手法に関し、サウンディング型市場調査を実施いたしました。

2月に行った説明会・現地見学会では21団体に御参加いただき、うち11団体から対話の申し込みがありました。なお、対話結果につきましては次号のニュースでご報告いたします。



目的

専門的な知見を有する団体の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただくため

調査の対象者

自らが麻溝台・新磯野地区の市街地開発事業等の事業主体等となり、本事業へ参画する可能性がある団体またはそれらを構成員とするグループ

サウンディ
ング型
市場調査
の
対話項目

土地利用計画



事業手法・事業主体・
事業区域など
土地区画整理事業の場
合は想定減歩率

資金計画



土地区画整理事業の場
合は公共施設管理者負担金
と補助金活用の有無

地中障害物



地中障害物の
取扱い

地域貢献



雇用の創出や地域コミュニティとの連携な
ど、周辺地域に向けた取組
第一整備地区の生活支援系ゾーンにおいて
企業誘致の実施主体となった場合に、地域
貢献への高い効果が生じる業種や企業

事業期間



環境アセスメント調
査や地権者との合意
形成を含む事業スケ
ジュール

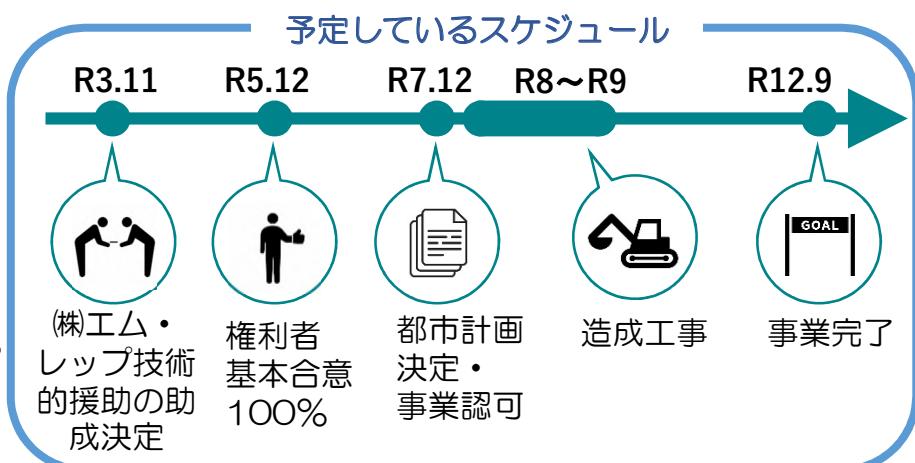
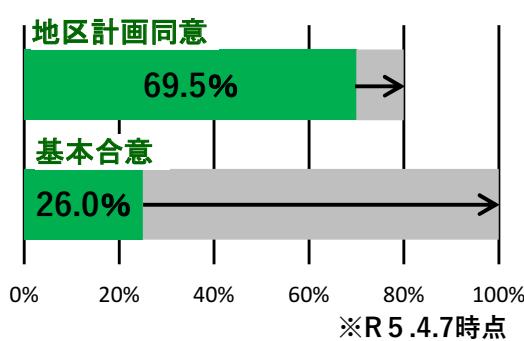
参画条件



市街地開発事業等へ
参画するために必要
な条件
市から期待する支援

(3) 南部地区の一部における土地区画整理事業の実施に向けた検討状況について（業者）

民間事業者（株式会社エム・レップ）による
土地区画整理事業の実施に向けた検討が進んで
おり、工業系の土地利用が計画されています。
現時点で131名の権利者に対し、地区計画
(土地利用に関する整備方針)への同意が80%、基本合意(事業の実施に関する承諾)が
100%を目指しています。



議題

議題(1) 会長、副会長の互選等について

概要	会長・副会長の選出、役員再募集について議論を行いました。
まとめ	会長・副会長は他薦により3名の役員を選出しました（裏面の報告事項1に記載）。定数に満たない場合の役員再募集については、会則第7条のとおり役員数が1/3以上欠けた時点で新たに選出することとしました。

※会則第7条（役員の任期）役員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。なお、役員が
1/3以上欠けた時点で、新たに選出する。

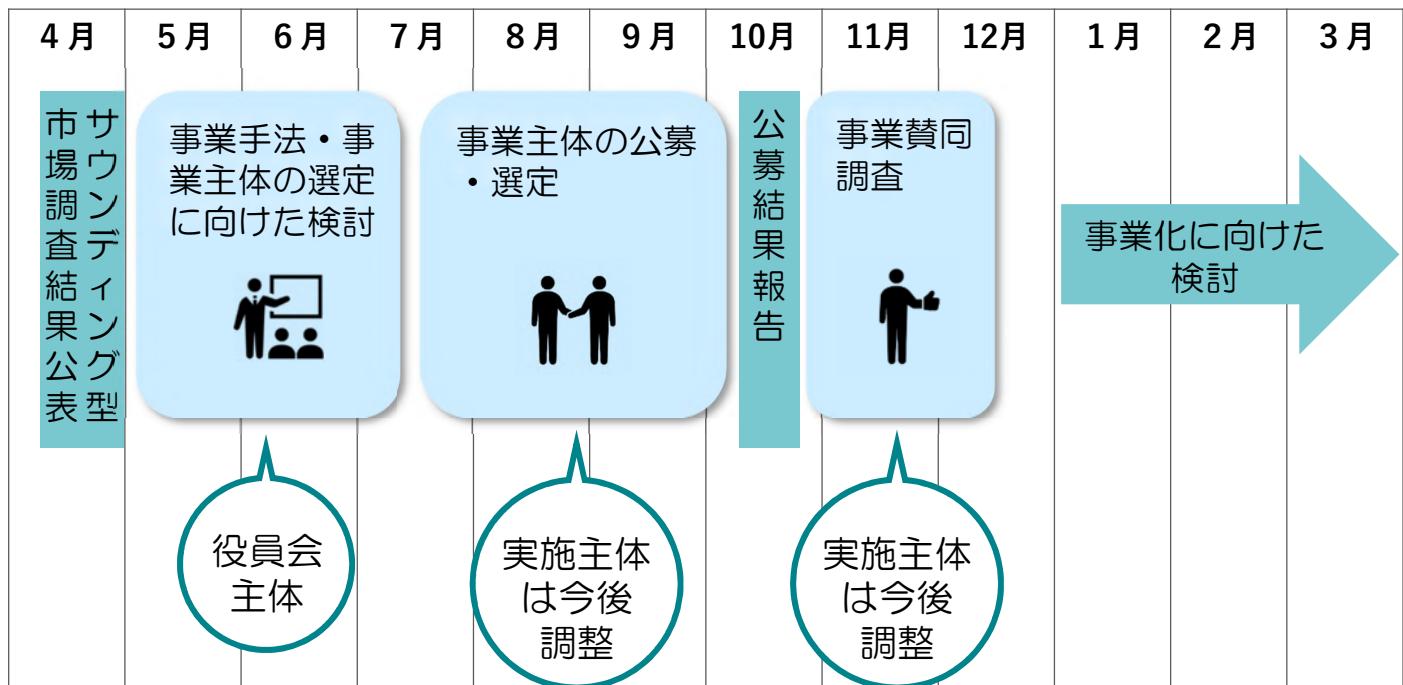
議題(2)まちづくり研究会会則等の改正について

概要	会則第3条の改正に伴い、まちづくり研究会及び役員会の成立要件・議決に関する事項等を整理し、会則に紐づける運営要領を作成するため、議論を行いました。
まとめ	まちづくり研究会会則を一部改正し、研究会会員に対し書面でお諮りすることになりました。また、まちづくり研究会運営要領についても作成いたしました。なお、会則の改正に関する書面決議については別紙をご覧ください。

会則	改正前	改正後(案)
(会員構成) 第2条	研究会は、別に定める南部の区域内に土地を所有する者 <u>(以下「権利者」という。)</u> を会員として構成する。	研究会は、別に定める「 <u>土地利用方針図(案)</u> 」の南部地区の区域内に土地を所有する者を会員として構成する。
(目的) 第3条	研究会は、 <u>地区全体の公共施設配置計画(素案)</u> を踏まえ、第2条に示す区域における <u>整備区域、整備主体等</u> の事業化方策の案を作成することを目的とする。	研究会は、第2条に示す区域における <u>事業区域、事業主体</u> の事業化方策の案を作成することを目的とする。
(役員の任期) 第7条	役員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。なお、役員が1/3以上欠けた時点で、新たに選出する。	役員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。なお、役員が <u>定数の</u> 1/3以上欠けた時点で、新たに選出する。
(運営等) 第8条3		<u>運営に関する事項は、別に定める「麻溝台・新磯野南部地区まちづくり研究会運営要領」による。</u>

まちづくり研究会(役員会)の今後の取組について

令和5年度のスケジュールはこのような予定となっています。事業主体の公募・選定実施や事業賛同調査を行う実施主体は未定ですので、今後検討し決定いたします。



事務局（麻溝台・新磯野地区整備事務所）の組織及び担当業務紹介

新年度から気持ちも改め職員一丸となって事業を進めてまいります。北部地区及び南部地区的事業化に向けた業務は事業支援班、第一整備地区土地区画整理事業は事業計画班・換地補償班・整備班が担当いたします。ご不明な点やお気付きの点などにつきましては、遠慮なくお声かけください。



ご意見やご不明な点がありましたら、下記事務局までご連絡ください。
なお、本たよりは令和5年4月時点の登記簿を基に発送しております。
相続や売買等で所有者が変更となった場合や転居等により住所が変更となった場合は、事務局までご一報ください。

南部地区的まちづくり研究会だよりは市のホームページでご覧いただけます。右のQRコードよりアクセスしてください。



【事務局】

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部

麻溝台・新磯野地区整備事務所（担当：事業支援班）

TEL : 042-769-1393 FAX : 042-754-8490

E-mail : aa-seibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

